

河南町いじめ防止基本方針

平成30年(2018年)5月

河南町・河南町教育委員会

目次

はじめに	1
I いじめ防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	3
2 基本理念	4
3 いじめの未然防止	6
4 いじめの早期発見	8
5 いじめへの対処	8
6 重大事態への対処	9
II 町及び教育委員会が取り組む施策	
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	11
2 町として取り組む基本的施策	12
3 教育委員会として取り組む施策	12
III 学校が実施する措置	
1 学校いじめ防止基本方針の策定	18
2 いじめ防止等の対策のための組織の設置	18
IV 重大事態への対処	
1 重大事態の報告	20
2 総合教育会議における協議等	20
3 調査の主体と組織	20
4 調査の実施	20
5 関係児童生徒に対する指導・支援	22
6 調査結果の報告及び提供	23
7 総合教育会議における検証等	24
8 町長による再調査等	24
V そのはいじめの防止等のための対策に関する事項	25
VI 個人情報の取扱い	25
VII 相談窓口について	26

はじめに

いじめの問題が大きな社会問題となる中、平成 25 年 6 月 28 日「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」が公布され、同年 9 月 28 日に施行されました。

この法律は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするものであります。

河南町では、これまでも、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」また、「誰もが加害者にも被害者にもなりうるものであること」を十分認識するとともに、「いじめは、重大な人権侵害事象であり、絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもといじめ防止対策に取り組んできました。また、各小中学校では、「学校いじめ防止基本方針」を平成 26 年 3 月に策定し、いじめ防止に向けた組織を設置して、未然防止の取り組みや早期発見への取り組みなど、様々ないじめ防止対策に取り組んでいます。

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化する中、いじめの問題についても複雑化、多様化、深刻化する傾向にあり、児童生徒の尊厳を保持し、いじめ問題の克服に向けた取り組みが求められています。そこで、町部局・教育委員会・学校・家庭・地域その他の関係機関との連携のもと、この法の趣旨を踏まえたいじめの防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するために「河南町いじめ防止基本方針（以下「町基本方針」という。）」を策定するものです。

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

I いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）では、いじめを以下のように定義されている。

（定義）

第二条『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努める。

また、いじめの認知は、上記の定義に基づくとともに特定の教員のみによることなく、組織的に行う。

【具体的ないじめの態様の例】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる

- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要となる。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめをなくすために、日頃から深い児童生徒への理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように努める。また、いじめについては、「どの子どもにも、どの学級においても起こり得る」ものであることを十分認識し、早期発見・早期対応を行う。

さらに、いじめの兆候に気付いた場合は児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援を組織的に行うため、学級・学校だけで抱え込むのではなく、関係機関と連携を図りつついじめ防止等のための対策を行っていく。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動の充実を図るとともに、道徳の時間を要とした道徳教育を通じて、児童生徒の豊かな人間性を育む。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、全ての子どもに起

こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要である。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を育む。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成する。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育の指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする実践的な教育活動を計画的に実施する。

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって責任を果たすとともに、連携・協力して指導を行う。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要がある。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育む。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

3 いじめの未然防止

(1) 大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与える。

大人の何気ない言動が子どもに大きな影響を持つことに十分留意し、大人自身がいじめを助長するような言動は厳に慎み、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先して取り組む。

(2) 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていく。

とりわけ学校では、児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育ていくための取組みを、各教科、特別の教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じて、総合的に推進していく。

4 いじめの早期発見

(1) 小さな変化を見逃さない

未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難なことがある。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要である。

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。そこで、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気づく力を高めることが必要である。小さな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持つことが何より大事である。

また、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

(2) 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応する。特に、子どもが気づいたときには、学校・家庭・地域で気がねなく相談できる環境を整える。

5 いじめへの対処

(1) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先する。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておく。

その上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実関係の確認を行う。

学校では、大阪府教育委員会作成の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（別添）を活用するなど、教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していく。

(2) いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示す。出席停止など、いじめた児童生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整える。

いじめた児童生徒自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。いじめた児童生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童生徒との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、規範意識や社会性を育成していくように努める。

その際、いじめたとされる児童生徒に対して事実関係の確認を行い、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなど、教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、学校として対応していく。

(3) 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童生徒の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいる。いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求め、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、担任の先生や周りの大人など誰かに知らせる勇気をもつよう繰り返し指導を行う。

また、はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」に対して、それらの行為はいじめに加担する行為であること、また、いじめを受けている児童生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させ、集団で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決には、謝罪のみで終わるのではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り返し戻し、新たな活動に踏み出すことである。また、全ての子どもが、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

6 重大事態への対処

いじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることのないよう対策を講じる。

そのため、町、教育委員会、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

Ⅱ 町及び教育委員会が取り組む施策

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 「河南町いじめ問題対策連絡協議会」の設置

町は、法第14条第1項に基づき、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため「河南町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「対策連絡協議会」という。）を設置する。

対策連絡協議会は、学校、教育委員会、富田林子ども家庭センター、富田林警察署、富田林法務局、町部局、その他の関係者とする。

対策連絡協議会は、河南町いじめ防止基本方針（以下「町基本方針」という。）に基づく取組みを効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行う。

(2) 「河南町いじめ問題対応委員会」の設置

法第14条第3項に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として「河南町いじめ問題対応委員会」（以下「対応委員会」という。）を設置する。

対応委員会は、弁護士や心理や福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者とする。

対応委員会は、町基本方針に基づく学校におけるいじめの防止の取組みについての審議を行うとともに、法第28条に基づき、学校での重大事態に係る調査を行う。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当

該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

2 町として取り組む基本的施策

- いじめ防止に向けた住民啓発の実施に努める。
- 地域関係団体と連携しいじめ防止等に向けた取組みの調整、実施に努める。
- 重大事態が発生した場合、「河南町いじめ問題再調査委員会」（以下、「再調査委員会」という。）の設置を行う。
- いじめ防止等の取組みに必要な財政上の措置を講じるとともに、いじめ防止等に必要な措置を講じる。

3 教育委員会として取り組む施策

(1) いじめの未然防止のための施策

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- 児童生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くため、話し合い活動を取り入れた特別活動の充実を図る。
- いじめの防止等に資する活動であって学校に在籍する児童生徒が自主的に行う児童会・生徒会活動やあいさつ運動、ボランティア活動などに対する支援を行う。
- 児童生徒に達成感や充実感を味わせるわかる授業や、生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を取り入れた授業を推進する。
- 児童生徒及びその保護者がいじめ防止の重要性に対する理解を深めるための啓発を行う。
- 児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して啓発活動を実施する。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修の充実を通じて教員の資質向上を図る。

(2) いじめの早期発見のための施策

- 学級や部活動など、学校生活すべての場において、子どもをきめ細かく見守り、いじめの早期発見を図る。
- 各校において、全児童生徒に対する学校生活アンケート（いじめに関するアンケート）を実施し、児童生徒一人ひとりの心の状態や学級の状態を把握するとともに、教育相談その他の必要な措置を講ずる。
- スクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。
- インターネット上における児童生徒に関する誹謗・中傷等問題のある書き込みについて、学校からの相談に対応する窓口を設置したりして、インターネット上のいじめへの対応の充実を図る。
- 児童生徒が、悩みを気軽に直接相談できる窓口の周知を図る。
- 対策連絡協議会の実施を通して、いじめ等の現状と対策を協議し地域と連携した、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- 対応委員会は、学校との協働や関係機関・地域の諸団体等との連携を通して、児童生徒の実態を把握し、潜在化している問題の兆候を発見するように努める。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(3) いじめに対する措置

- 町基本方針に基づき、学校におけるいじめ防止基本方針の改定や体制の確立及びいじめ防止の取組みの推進等に関して指導・助言するとともに、必要な情報提供を行う。
- 教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、下記の事項を学校に指示する。
 - ① 正確な事実を調査することを指示し、当該報告に係る事案について詳細な状況の把握に努める。
 - ② いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言を行う。
 - ③ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言を行う。
- 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置として、教育委員会は出席停止を命ずる。なお、出席停止を命ずる場合は、児童生徒及び保護者に対し出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に児童生徒及び保護者の意見を聴取することに配慮する。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないように配慮し、その期間中にも必要な指導を行う。
- いじめられる児童生徒を守るための方法の一つとして必要と判断した場合は、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置を講じる。この場合、保護者の希望により、関係者の意見等も十分に踏まえ、いじめにより児童生徒の心身の安全が脅かされるような場合はもちろん、いじめられる児童生徒の立場にたって、いじめから守り通すため必要があれば、弾力的に対応する。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものと

する。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

(4) 教職員の資質能力の向上

- 法第18条第2項の規定に基づき、各校においていじめの防止等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修を実施し、教職員のいじめの問題に関する資質能力の向上を図る。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(5) 問題解決のための支援及び教育相談体制

- 問題解決に際し、正確かつ迅速に対処するために、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じたり、いじめへの対処に関しての助言をしたりすることを目的とした、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）等、学校の求めに応じて派遣される人材を確保する。
- 保護者および教職員の相談窓口として、教育委員会による教育相談体制の充実を図る。

(6) 保護者など住民への啓発活動

法第9条において、保護者は、保護する児童等がいじめを行うことのないように規範意識を養うための指導等を行い、またいじめを受けた場合には適切にいじめから保護するものとする。さらに国、地方公共団体、学校の設置者及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとされている。

こういった保護者の責務を果たせることができるように、人権研修をはじめとして、保護者など住民へ広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解が促されるよう、広報啓発を行う。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

Ⅲ 学校が実施する施策

学校は、いじめ防止のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力する体制を確立し、教育委員会と連携し、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針の内容

学校は、法第13条に基づき、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組みを行うかについての基本的な方向や、その取組みの基本的な内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）として定める。

学校基本方針には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置や、未然防止、早期発見、重大事態も含め通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応などについて記載する。

また、児童生徒一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を進めるため、いじめ防止等の取組みについて学校教育計画に位置付け、示すこととする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 学校基本方針の改定等

学校基本方針を改定するにあたっては、その実効性を高めるため、検討段階から児童生徒や保護者、地域関係者等の意見を取り入れるなど、いじめ防止等に関わる者が主体的かつ積極的に参加できるようにする。

また、学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか、法第22条に基づき校内に設置する組織を中心に点検し、PDCAサイクルにより必要に応じて見直す。

学校基本方針は、児童、生徒、保護者に対していじめに対する考え方や取組みについて説明し、理解を得るとともに、各学校ホームページなどに掲載し周知する。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会は、基本的には複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成する。内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとする。また、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものである。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、法第30条に基づき、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、町長に事態発生について報告を行う。

学校 → 教育委員会 → 町長

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 総合教育会議における協議等

町長は、総合教育会議を開催し、重大事案の対応方針について協議を行う。

3 調査の主体と組織

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に設置している「対策委員会」が調査を行う。

教育委員会は、必要に応じて指導又は専門家の派遣等の支援を行う。

(2) 教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や生命に関する事案等学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行う。

教育委員会が行う場合は、教育委員会内に設置した「対応委員会」にて、調査を行う。

4 調査の実施

(1) 調査の内容

重大事態に至る要因になったいじめ行為が、

- ① いつ（いつ頃か）
- ② 誰から行われ
- ③ どのような態様であったか

④ いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか

⑤ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り明確にする。

(2) 調査の方法

○ いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

・ いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

・ これらの調査を行うに当たっては、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とし、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう、十分に内容を吟味して実施する。

○ いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

・ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に当該保護者と調査組織や内容・方法について協議し、調査に着手する。

・ 調査方法は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対して質問紙調査や聞き取り調査など行う。

(3) 調査における留意事項

重大事態が起こった場合の調査の在り方については、事案の早期解決及びその後の防止に資する観点から、調査を実施する。調査全体の流れは、以下のとおり。

○ 基本調査

対策委員会は教育委員会の指導・支援の下、事案発生日（認知）から速やかに着手し、基本調査を行う。当該事案の公表・非公開にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び調査の期間中に得られた情報を迅速に整理し、教育委員会に報告を行う。

・ 関係機関との協力

・ 指導記録等の確認

・ 全教職員からの聞き取り

・ 状況に応じ、被害児童生徒と関係の深い児童生徒への聞き取り（事案が生命にかかわる内容であり、かつその事実を伝えられていない場合は制約を伴う。）

○ 詳細な調査への意向の判断は、教育委員会が行う。

○ 教育委員会は基本調査の報告を受け、詳細な調査が必要と判断した場合は対応委員会にて詳細調査を行う。特に児童生徒が自殺するという事態が起こった場合は、速やかに詳細な調査を行い、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち建てることを目指す。

[詳細調査の内容]

- 基本調査の確認
- 学校以外への関係機関への聞き取り
- 状況に応じ、児童生徒に自殺の事実を伝えて調査を行う。
- 遺族からの聞き取り

(4) 自殺の背景調査における留意事項

この調査においては、再発防止策を講じることを目指し、亡くなった児童生徒が死に至った経緯を検証する。なお、調査を行う際には、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- 調査に当たり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また、調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や手法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、弁護士や心理の専門家など外部専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- 在校生及びその保護者に対しては、遺族の同意を得た上で、できる限りの配慮と説明を行う。
- 報道提供については、遺族の同意を得た上で、プライバシーに配慮をし、正確な情報を提供する。

5 関係児童生徒に対する指導・支援

- いじめられた児童生徒に対する指導・支援
 - 臨床心理士等の専門家と連携を図りながら、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行う。
 - 落ち着いた学校生活を送れるよう、組織的な見守りや学習支援等を行う。また、いじめられた児童生徒を守るための方法の一つとして必要と判断した場合は、就学校の指定変更や区域外就学等、弾力的な対応を検討する。

○ いじめた児童生徒に対する指導・支援

- 学校は、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- 学校は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条に基づき、適切に児童生徒に対して別室指導等の懲戒を加える。
- 教育委員会は、学校として最大限の努力をもっても解決せず、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点から、学校教育法第 35 条の規定に基づき、出席停止措置の活用についての検討を行い、必要な場合は保護者に命ずる。

(児童、生徒等の懲戒)

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(児童の出席停止)

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

② 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

③ 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

④ 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

6 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて町長に報告する。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が、町長に報告する。

学校 → 教育委員会 → 町長

また、学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

7 総合教育会議における検証等

町長は、総合教育会議を開催し、重大事案に対する学校や教育委員会の対応の検証及び今後の再発防止の検討・立案等について協議を行う。

8 町長による再調査等

(1) 再調査の方法

- ① 6の調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときには、報告結果について法第30条第2項に基づき再調査を行う。
- ② 再調査は、公平性・中立性をはかるため、再調査委員会を設置して行う。再調査委員会は、対応委員会とは別に、専門的な知識及び経験を有する第三者等で組織する。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査結果等を説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を町議会に報告する。

町長及び教育委員会は、法第30条第5項に基づき、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

V その他いじめの防止等のための対策に関する事項

町及び教育委員会は、町基本方針におけるいじめ防止等の取り組みが実効的に機能しているかを、必要に応じ、見直しを含めて検証する。

学校は、「学校基本方針」におけるいじめの防止等に向けた取り組みについて、評価・検証を行う。

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

VI 個人情報の取扱い

個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法並びに河南町個人情報保護条例に基づき適切に判断する。

Ⅶ 相談窓口について

【河南町の相談窓口】

- 河南町役場 教・育部教育課

☆「教育相談電話」 0721-93-2500（内線172）
（平日の9時～17時受付）

☆「いじめ相談メール」 kyouiku@town.kanan.osaka.jp

【大阪府の相談窓口】

- 大阪府教育センター

・電話相談・・・月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分
（祝日、年末年始は休み）

・Eメール、Fax相談・・・24時間窓口設置（但し、回答は後日）

☆子どもからの相談「すこやかホットライン」

TEL 06-6607-7361 Eメール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

☆保護者からの相談「さわやかホットライン」

TEL 06-6607-7362 Eメール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

☆教職員からの相談「しなやかホットライン」

TEL 06-6607-7363 Eメール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

Fax 06-6607-9826

・平日の相談時間以外や土、日、祝日の電話相談

☆「すこやか教育相談24」 24時間対応

TEL 0120-0-78310

・面接相談・・・月曜日～金曜日 午前10時00分～午後5時30分
（祝日、年末年始は休み）

※学校を通して事前の電話予約が必要。TEL 06-6692-1882（内線250）

【被害者救済システム】

- 子ども家庭相談室（公益財団法人 子ども情報研究センター）

・電話相談 月・火・木曜日 午前10時～午後8時

☆子どものみ TEL 0120-928-704

☆子ども・保護者等 TEL 06-4394-8754

【国の相談窓口】

- 人権擁護局

☆子ども人権110番 TEL 0120-007-110

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始は休み）

河南町いじめ防止基本方針

発 行 河南町・河南町教育委員会

〒585-8585

大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

TEL 0721-93-2500 (代表)

FAX 0721-93-7560

E-mail kyouiku@town.kanan.osaka.jp